

# 21 世紀金融行動原則 取組事例 提出要項（2025 年度）

＜昨年度からの主な変更＞

- ・各種報告書等による提出方法を変更している（「3. 取組事例の提出方法」を参照）

## 1. 取組事例の提出・公開の目的

21 世紀金融行動原則（PFA21）は、「7 つの原則」の「前文」に示すとおり、業態、規模、地域等に制約されることなく、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たすという志を同じくする金融機関が協働する出発点となることを企図している。

運営規程第 11 条（署名金融機関等の責務等）に則り提出された取組事例は、「幅広い業態、規模、地域の金融機関同士の連携を創出するプラットフォームとして役割を果たすべく、金融機関同士並びに外部ステークホルダーとのサステナビリティ分野での連携やそれらの連携等を通じた新たなビジネス機会の創出、持続可能な社会の実現に向けて、他機関への波及を期待する事例の共有」を目的として広く一般に公開される<sup>1</sup>。

## 2. 提出する取組事例の内容

- ・ 下記、①・②・③のすべてに該当、かつ（ア）～（エ）のいずれかに当てはまる事例を提出すること
    - ① 7 つの原則に則った取組
    - ② 提出時に継続している取組または前年 4 月以降に実施した取組
    - ③ 21 世紀金融行動原則ウェブサイトにて公開可能な取組
  - （ア）他の金融機関や事業会社、自治体、NPO 等の外部ステークホルダーと連携している事例（情報・知見の共有等も連携の取組とする）
  - （イ）連携先を募集している事例や事業（上記（ア）のような取組で連携先を募集している事例や事業を記載すること）
  - （ウ）他機関や地域での展開が可能、またはそれを狙っている事例
  - （エ）その他自機関内の注力事例
- ・ 特に（ア）～（ウ）に関する事例を優先的に提出すること

## 3. 取組事例の提出方法

- ・ 取組事例提出様式への記入、提出を必須とする。記入にあたっての注意事項は「取組事例の記入と提出の手引き」を参照すること。
- ・ 各種報告書等（プレスリリース、決算概況等、7 つの原則に則った取組が記載されているその他の公表物を含む）を参照先とする場合も取組事例提出様式への記入を必須とする。
- ・ 各年度に提出できる事例の件数は、「新規」・「前年度より更新あり」・「更新なし」をあわせ、上限 5 件、最低 1 件とする。ただし、そのうち 1 件は「新規」・「前年度より更新あり」のいずれかとする。
- ・ 取組事例の目的から、提出内容は全て一般に公開されるため、公開可能な内容を記入する。

## 4. 取組事例の提出締め切り

11 月末日までに事務局に提出するものとする。

## 5. 取組事例の公開

21 世紀金融行動原則ウェブサイトにて公開。

以上

---

<sup>1</sup> 取組事例の提出・公開について 2023 年度に見直しを行い、2024 年度から新たな要項・様式で行っている。